**平成２１年（フ）第３６号**
長崎県対馬市厳原町久田374番地６、前住所長崎県対馬市美津島町雞知甲538番地３
債務者　黒田このみ
1　決定年月日時　平成21年９月10日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月12日まで
長崎地方裁判所厳原支部破産係

**平成２１年（フ）第１７４１号**
大阪府大阪市住之江区新北島７丁目２番３―1301号
債務者　西端　浩司
1　決定年月日時　平成21年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２１年（フ）第７２３号**
神戸市東灘区本山南町９丁目８番18―305号
債務者　上原眞智子
1　決定年月日時　平成21年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２１年（フ）第１１４０号**
神戸市中央区港島中町３丁目１番地ポートアイランド団地58棟311号、前住所神戸市兵庫区湊町１丁目17番地の８
債務者　吉岡　敏彦
1　決定年月日時　平成21年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２１年（フ）第１７８号**
松江市西浜佐陀町382番地１　県営湖北１―403号
債務者　長見　亮子
1　決定年月日時　平成21年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
松江地方裁判所民事部

**平成２０年（フ）第２７５４号**
名古屋市瑞穂区彌富通２丁目27番地
債務者　横井　路子
1　決定年月日時　平成21年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２０年（フ）第３８９９号**
名古屋市中村区則武２丁目34番２号
債務者　天野　隆子
1　決定年月日時　平成21年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２１年（フ）第１３１８号**
名古屋市名東区若葉台913番地　砂子コーポ206号
債務者　吉戸　　正
1　決定年月日時　平成21年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２１年（フ）第１３１９号**
名古屋市名東区若葉台913番地　砂子コーポ206号
債務者　吉戸　鈴代
1　決定年月日時　平成21年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２１年（フ）第１３２０号**
名古屋市名東区若葉台913番地　砂子コーポ206号
債務者　吉戸　道子
1　決定年月日時　平成21年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２１年（フ）第１４６５号**
愛知県春日井市大手田西町１丁目５番地12、申立時の住所愛知県春日井市大手町２丁目282番地
債務者　濱條　峰子
1　決定年月日時　平成21年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２１年（フ）第３８７号**
奈良県生駒郡三郷町勢野東３丁目11番15号
債務者　柿原　泰司
1　決定年月日時　平成21年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで
奈良地方裁判所

**平成２１年（フ）第３８８号**
奈良県生駒郡三郷町勢野東３丁目11番15号
債務者　柿原　栄子
1　決定年月日時　平成21年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで
奈良地方裁判所

**平成２１年（フ）第４４３号**
奈良市秋篠町1294番地の１　県住平城団地５―502号
債務者　橋脇　恵子（旧姓藤岡・藤田）
1　決定年月日時　平成21年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで
奈良地方裁判所

**平成２１年（フ）第４６３号**
奈良県生駒市高山町12501番地４
債務者　宮﨑　亜希
1　決定年月日時　平成21年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで
奈良地方裁判所

**平成２１年（フ）第５３８号**
奈良県大和郡山市丹後庄町339番地３
債務者　川村ゆかり
1　決定年月日時　平成21年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで
奈良地方裁判所

**平成２１年（フ）第５４１号**
奈良市佐保台西町144番地の１　エクセル平城山205号
債務者　**藤**原　啓子（旧姓玉城）
1　決定年月日時　平成21年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月17日まで
奈良地方裁判所